

## 別表

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額(月額) 【令和8年8月から実施予定】		
		外来(個人)	外来+入院(世帯)	
3 割	現役並み所得者Ⅲ			
	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる		270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% 〈多数回140,100円※1〉	
	現役並み所得者Ⅱ			
	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる		179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% 〈多数回93,000円※1〉	
2 割	現役並み所得者Ⅰ			
	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる		85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% 〈多数回44,400円※1〉	
	一般Ⅱ			
	①同一世帯に被保険者が1人場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上		22,000円 〈年間上限216,000円〉	61,500円 〈多数回44,400円※1〉
1 割	一般Ⅰ			
	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯			
	区分Ⅱ			
	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)		11,000円 〈年間上限96,000円〉	25,700円
	区分Ⅰ			
住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円(年金収入は控除額82.65万円を算出し、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除して計算)		8,000円	15,700円	

※1 過去12か月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。